

◆臥竜山公会堂 使用料◆ (2026.4.1改訂)

赤字は2026.4.1～の料金 ()黒字は旧料金

① 市内使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合

② 市外使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合

区分		1時間あたり(円)
大広間 松の間	1号	630(350)
	2号	690(380)
	3号	580(320)
あやめの間		580(320)
舞台		540(300)

区分		1時間あたり(円)
大広間 松の間	1号	940(525)
	2号	1,030(570)
	3号	870(480)
あやめの間		870(480)
舞台		810(450)

③ 市内使用者が、入場料等を徴収して使用する場合又は営利を目的とする場合

④ 市外使用者が、入場料等を徴収して使用する場合又は営利を目的とする場合

区分		1時間あたり(円)
大広間 松の間	1号	1,260(700)
	2号	1,370(760)
	3号	1,160(640)
あやめの間		1,160(640)
舞台		1,080(600)

区分		1時間あたり(円)
大広間 松の間	1号	1,890(1,050)
	2号	2,050(1,140)
	3号	1,740 (960)
あやめの間		1,740 (960)
舞台		1,620 (900)